

川崎市立古市場小学校 いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標

個性輝く豊かな人間性と主体的に生きる創造力を持ち、心身ともに健康な子どもを育てる。

めざす子ども像
やさしく
かしこく
たくましく

学校経営方針

◎知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童をはぐくむために、充実した学校教育活動を展開し、「生きる力」の育成に努める。

※生きる力→「知識・理解」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」

*知的な好奇心をもってよく考え、主体的に活動できる子、多様な人々と協働できる子の育成を目指した教育活動を進める。

*家庭・地域・関係機関と連携し、児童の安心と安全を確保するとともに、信頼される学校、共に歩む学校を目指す。

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価

① 社会性の育成	② 学力の向上	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心・人権意識の育成 ○自己肯定感を高め、自信をもって取り組む力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な学力の充実のための計画的・継続的な指導 ○個に応じた指導 ○教員の指導力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎体力の向上 ○防災・防犯・交通安全等の意識の高揚と実践 ○キャリア教育の充実 ○音楽活動・読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校情報の共有と地域と一緒に見守る姿勢 ○学校評価の充実と実践

短期学校経営目標（今年度の重点目標）～学んだことを活かし見通しをもって学び続けることができる子どもの育成～

豊かな心	学びに向かう力	安全・安心・健康	地域とともにある学校
<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解、支援の充実 ・国語科教育の充実（校内研究） ・異学年交流の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・探究的、体験的な学び ・思考力、判断力、表現力の育成 ・個に応じた指導（個別最適な学び） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、防犯、交通安全等の意識の高揚と実践 ・健康、運動意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（CS）を通じた子どもの育ちの共有

重点に係る具体的な取組

他者理解と人権意識の育成	分かる授業の実践	安心・安全に対する意識と環境づくり	地域との連携・協働
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの特徴や個性を理解し、発達段階を踏まえた支援の充実を図る。 ・国語科を核に伝え合う力を高め、思考力・想像力を養う授業を推進する。 ・異学年とのたてわり活動を通して思いやりの心を育てる。 ・児童支援、理解の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「何を学び、どのように学び、何ができるようになったか（何が身についたか）」が明確な授業を展開する。 ・課題解決に向け、多様な人々との対話を計画的に取り入れた授業を展開する。 ・GIGA 端末を効果的に取り入れた学習活動に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動を基盤とした特別活動の充実を図る。（食育・防災・情報モラル等） ・いじめ、暴力を許さない校内体制を確立。 ・地域や PTA 運営委員会と連携し、登下校や校内の見守り活動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（CS）のメンバーと地域の子どもの育ちを共有し、地域と一体となって子どもを育む体制づくりを図る。 ・生活科や総合的な学習において、積極的に地域人材の活用を計画し、学習の充実を図る。

キャリア教育の充実 児童自らの目標設定と自己評価を取り入れた活動を展開する。（キャリアノートの活用含）

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大

切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任、
支援教育コーディネーター、
教育相談担当、
養護教諭、
スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・
- ・ 道徳教育との連携・・・・・・・・
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・
- 1年・・・・・・・・ 2年・・・・・・・・
- 3年・・・・・・・・ 4年・・・・・・・・
- 5年・・・・・・・・ 6年・・・・・・・・
- ・ 相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・
- ・ スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・ 代表委員会との連携・・・・・・・・
- ・ P T A校外委員会との連携・・・・・・・・
- ・ 地域教育会議との連携・・・・・・・・

【関係機関との連携】

- ・ 警察との連携・・・・・・・・
- ・ 児童相談所との連携・・・・・・・・

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 構成員の確認・役割分担 いじめ防止等対策年間計画確認 教育相談日の設定（毎月1～2回実施） かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 個人面談 第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
6	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第1回学校生活アンケート実施 学校生活アンケート集約について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容→いじめ防止標語ポスター制作、あたたかい聴き方、やさしい話し方を考える）
7	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート結果を受けての対応について 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 情報モラル教室実施 夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 いじめ防止対策に関する研修会 かわさき共生＊共育プログラムに関する研修
9	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校生活アンケート実施 学校生活アンケート集計について 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けての対応について
1	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けて部会で話し合い、今後の対応についてや一年間の振り返り・まとめをする。
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 来年度に向けての基本方針の確認

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

○委員会活動・クラブ活動・係活動で児童の自主性を育てる。

委員会・クラブ活動では、児童の意欲を育て、自主的・積極的な活動と運営ができるように、前年度より準備を始め、編制を行う。編制にあたっては、児童の希望を最大限に生かし、自主・自立の意識をもって、各委員会の活動が推進できるようにする。また、係活動では、児童の意欲を育て、自主的な活動ができるように各学年に応じて活動内容を工夫する。

- ・計画委員会による「朝のあいさつ運動」
目的や活動内容について計画委員が中心となって話し合い、挨拶を通じた人との関わりを推進する。
- ・保健委員会による心を育てる活動
ペットボトルのキャップと委員会作成のハガキを交換し手紙のやりとりをする「ハッピーゆうびん」の取り組みを通して、クラスを超えた友情と心の交流を推進する。
- ・フレッシュ委員会、環境委員会による校内美化や校庭緑化の活動、動物愛護の活動、学校池の保全などを通して、環境や生命尊重への意識の向上を図る。
- ・運動委員会は、より一層運動に親しめるように体育倉庫内の運動器具を開放する。

[交流活動の活性化]

- ・異学年グループによる、「たてわり遊び」など
- ・地域の方々を講師として招き、箏体験教室、フラッグフットボール、キャリア在り方生き方教育の実施
- ・ふれあい館の方々を招いての国際理解教育の推進
- ・社会科、生活科を通して町で働く人々との交流

[啓発活動]

- ・「あたたかい聴き方・やさしい話し方」などの掲示
- ・「月間生活目標」のめあてや振り返りの話し合いと掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・長期休み明け、PTA校外委員の方々に通学路で児童の登校見守り活動を行い、挨拶を交わし、安全の確保となっている。
- ・「83（はちさん）運動」を呼びかけ、朝の登校時間帯の8時前後と下校時間帯の3時前後に、保護者・地域の方々に、自宅周辺に出いただき、児童の見守りをする。

地域住民の取組

- ・地域教育会議のイベントや活動を通して、中学校区の児童・生徒・保護者・地域との交流を推進する。